

(1)公職選挙法上の禁止行為について

公職選挙法第199条の2第1項に「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない」と規定されており、選挙に関するのと否とを問わず、また、いかなる名義をもってするを問わず、特定の場を除外し、禁止し、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化に資することとしている。また、「寄附」とは、公職選挙法第179条に規定する寄附の意であり、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外のものという」のであって、社

会通念上の寄附の概念よりも広いものである。すなわち、選挙の無、時期を問わず、公職の候補者等がいかなる名義であっても債務の履行としてなされるもの以外のものを選挙区内の者に対して配付することは、公職選挙法第199条の2第1項で禁止されている寄附行為に当たるのである。

審査対象者は、選挙区内の者に対し配付したブドウについて、一部労働の対価であるとの主張もしているが、他方で、「儀礼の範囲のつもりで試食してもらった」、「食べてもらって感想が欲しい」、「自分が作ったものを誰かに美味しいと言って食べてもらいたい」、「お礼の意味を込めて」などといった発言も行っており、複数の意味づけをするものもある。そうすると、配付したブドウの中には、

単なる労働の対価とは認めがたく、労働の対価という性質以外の何らかの付加的意味があるものが含まれると思われる。たとえ、それが感謝やお礼という意味であったとしても、債務の履行としてなされたものだけではない以上は、公職選挙法によって禁止されている行為に当たると判断される。

当審査会は、法令上の違反であるか否かを判断することは権限外であると認識しているが、政治倫理基準違反行為の存否を判断するに当たり、本件行為は公職選挙法で禁止されている寄附行為に当たると判断したものである。

(2)政治倫理基準違反行為の存否について

条例第4条第1項第1号に「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その職務に関して不正の

疑惑をもたれるおそれのある一切の行為を厳に慎み、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと」と規定されている。

公職にある者は法令に基づいて厳格に慎重に行動するということが求められており、また行動すべきであることは当然のことである。上述のように、法律によって直ちに罰せられることがなく、或いは結果的に罰せられなかったとしても、本件行為は、法に抵触するおそれのある行為である。したがって、条例第4条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反していると判断せざるを得ない。

※審査結果報告書から抜粋しています。

政治倫理審査会の判断を受けて

政治倫理審査会の結果を受け、議長から

湖南省議会として

審査会の結果報告を真に受けとめ、湖南省議会として、政治倫理そのものに対する見識を高めること、そして、公職にある者の寄附行為についての知識を深めること、この2点に特化した研修会を実施し再発防止に努めてまいります。

市民の皆様には、これまでの間、長きにわたり不信感を与えることとなってしまいました。ここに改めて深くお詫び申し上げます。

今回の事案は、議員の政治倫理について議論を深め、議員全員が議会の品位と名誉について、また議員の発言と行動についての教訓となったと考えます。

わたしたち議員は、市民の皆様の代表であることを常に自覚するとともに、品位を保持し、識見を涵養しなければなりません。今後はこのことを常に念頭に置き、公正で開かれた市政の発展に努めてまいります。

「厳重注意」を行いました。本人からは「審査結果を受けて大変反省しております。今後は湖南省議会議員として

の活動を通じて市民の信頼回復に努めていきたい」との申し出があり、本会議場においても謝罪がありました。

審査結果報告書の全文や政治倫理審査会の審査経過はホームページからご覧いただけます。

湖南省 政治倫理審査会

検索



森議員



大島議員